

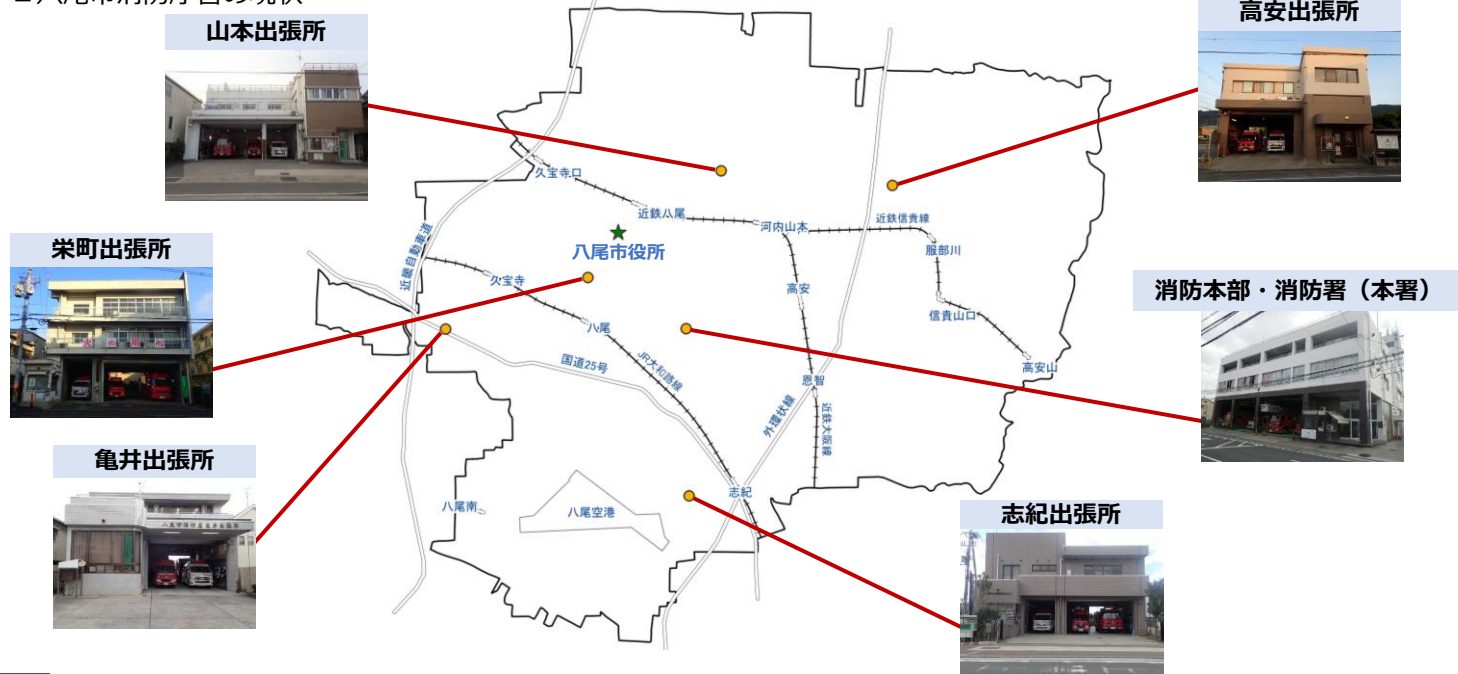
八尾市消防庁舎建設基本構想【概要版】

～「もしもの時への備えがあるまち」をめざして～
令和4年3月 八尾市

第1章 策定の目的

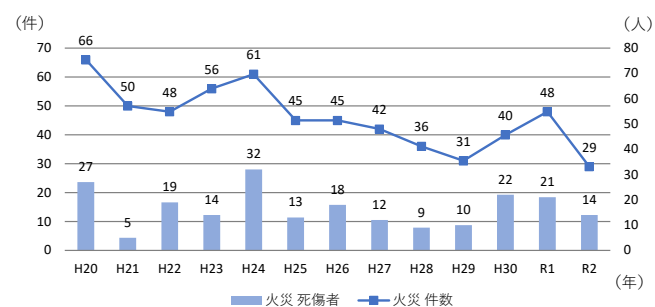
- 現在、八尾市消防本部は、消防本部・消防署（本署）と5つの消防出張所で各種災害対応を実施しているが、これらの中には施設の老朽化、狭隘化や機能の陳腐化が進んでいるものがある
- この間、各地で大規模災害が頻発し、南海トラフ巨大地震の発生も想定されるとともに、新型コロナウイルス感染症による医療環境も激変していることなどから、市民の安全・安心を守るうえで消防体制及び施設・設備のあり方を改めて見直すことが喫緊の課題
- 本基本構想は、社会情勢などの変化に対応しつつ、消防本部・消防署（本署）をはじめとして老朽化している消防庁舎の建替え整備の具体化やそれと合わせた消防体制の強化や高度化の方向付けを行うもの

■八尾市消防庁舎の現状

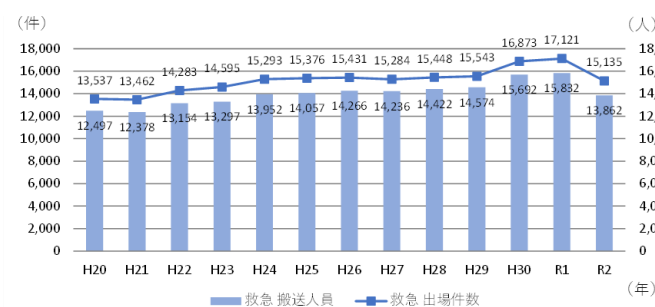


第2章 消防体制の現状と課題

■火災件数及び死傷者数の推移



■救急出場件数及び搬送人員の推移



（消防体制に関する主要な課題）

組織体制	施設・設備
①指令業務の兼務状態 ②市の危機管理体制との連携 ③救急隊の不足	④消防庁舎の老朽化、狭隘化及び機能の陳腐化 ⑤署所数の不足 ⑥高機能消防指令センターの更新 ⑦訓練施設の不足 ⑧市民対応機能の不足

第3章 消防の将来像

（1）基本的な考え方

- 消防体制の整備にあたっては、消防組織法に定められた任務の全うを基本理念として、「消防力の整備指針」に定めている施設、車両、職員などを体制整備の目標とし、次の5点を庁舎整備の基本方針とする

- ① 市域全域の消防需要に対応できる庁舎
- ② 消防防災の拠点となる庁舎
- ③ 多様化する災害に対応できる高機能な庁舎
- ④ 市民に開かれた誰もが利用しやすい庁舎
- ⑤ 経済性に配慮した環境にやさしい庁舎

（2）消防体制の整備

- ① 現場対応力の強化
多様な災害や同時発生災害にも対処できる消防体制の確立
消防・救急の高度化・多様化に対応するため、現場の実態に即した体制の構築
- ② 指令業務の専従化
指令業務全体の高度化を図るための指令業務の専従化
- ③ 救急業務の充実
救急需要は増加する見通しであり、整備指針に対して不足している救急隊2隊の増隊が必要
- ④ 予防行政の強化
専門性の高い知識と幅広い予防技術を備えた予防行政の推進

（3）消防署所数の整備

- 消防署所数については8箇所を基本とし、消防職員数や部隊数の実情との整合性を図りながら段階的に検討
- 本基本構想においては、老朽化した消防本部・消防署（本署）、山本出張所、栄町出張所の機能更新と併せて、南西部及び南東部への消防署所の再配置を検討し7署所目を新設
- 建替え及び新設用地の選定にあたっては、市域をバランスよく網羅できるよう配置
- 1署6出張所体制とするか、2署5出張所体制とするかについては、今後も引き続き検討

（4）消防本部・消防署（本署）の機能整備

機能	整備の方向
高機能消防指令センター機能	・ 消防本部・消防署（本署）の更新整備と併せた高機能消防指令センター機能の更新
消防出動機能	・ 十分な規模を備えた車庫、資機材保管庫、出動準備エリア、仮眠室などの確保 ・ 日常的に資機材の整備を行う十分なスペースの確保
救急出動機能	・ 整備指針に対して不足する救急隊2隊増強を収容可能な庁舎規模の確保
出動待機機能	・ 24時間365日の出動に備えて待機する職員の勤務環境を確保するための機能整備
訓練機能	・ 様々な災害現場を想定した訓練が実施できる訓練施設の整備 ・ 精強な消防隊員の育成を図るための消防訓練場の確保
市民対応機能	・ 消防団活動の基盤となるべき機能の設置 ・ 市民・事業者が来訪しやすいスペースやその活動の拠点となる機能の設置 ・ 分かりやすい窓口や来庁者対応ブースなどの設置 ・ 一般市民や子どもたちが防災への関心を高められる啓発展示機能の整備
環境への配慮	・ 環境負荷の低減に配慮し、再生可能エネルギー（太陽光など）の有効活用、エコマテリアル※の採用など、環境に配慮した庁舎施設
大規模災害時への備え	・ 大規模災害発生時においても、消防機能の維持が確実に行えるよう、自家発電設備や自家給油所などの機能を整備

※エコマテリアル：品質が良く、人にも環境にも優しい材料

第4章 消防庁舎整備構想

(1) 消防本部・消防署（本署）の配置方針

- 用地選定については、現敷地での「現地建替え」と新たな用地を確保した「移転建替え」を比較検討
- 建替え方式については、消防本部と消防署（本署）を一体的に整備する「合築型」と、消防本部と消防署（本署）を分離して別々に整備する「分離型」を比較検討
- その結果、市役所周辺の市役所第二別館跡地に消防本部を配置し、栄町出張所周辺に用地を確保して消防署（本署）を配置する、「分離型・移転建替え」による更新整備を行うことが妥当と結論

(基本的な考え方)

- 現地建替えの場合、敷地内空地を用いて一括で合築庁舎に建替えるローリング方式と、仮設用地を確保して仮設庁舎を整備し、仮移転後に本庁舎を建設する方式があるが、敷地面積が不足していることや用地費及び仮設建築費が二重投資になることなどから、合築型での現地建替えは困難と判断
- 近年、全国的な自然災害の多発など市の危機管理体制の強化が急務であり、市民の利便性を高める観点からも、消防本部機能は市役所庁舎と近接することがこれまで以上に必要
- 大規模な災害などにより消防庁舎が万一被災した場合を想定すると、消防本部庁舎と消防署庁舎（本署）を分離し相互間での代替機能を保持しておくことで消防体制の強化が図れるとともに、業務継続が可能となるなどのメリットが大きいことなどから分離型を選択
- 分離型の方針として、市役所に近く、現在空地となっている市役所第二別館跡地に消防本部を配置するとともに、その付近に新たな用地を確保し消防署（本署）を配置

■ 検討対象とした公有地位置図



(2) 消防署所の配置方針

(栄町出張所)

消防本部及び消防署（本署）がいずれも市役所周辺に移転することに伴い、管轄範囲が重複することとなるため他の移転状況に合わせて閉所

(南西部の新消防署所)

市域南西部の（旧）八尾市大正出張所跡地に消防署所を新設

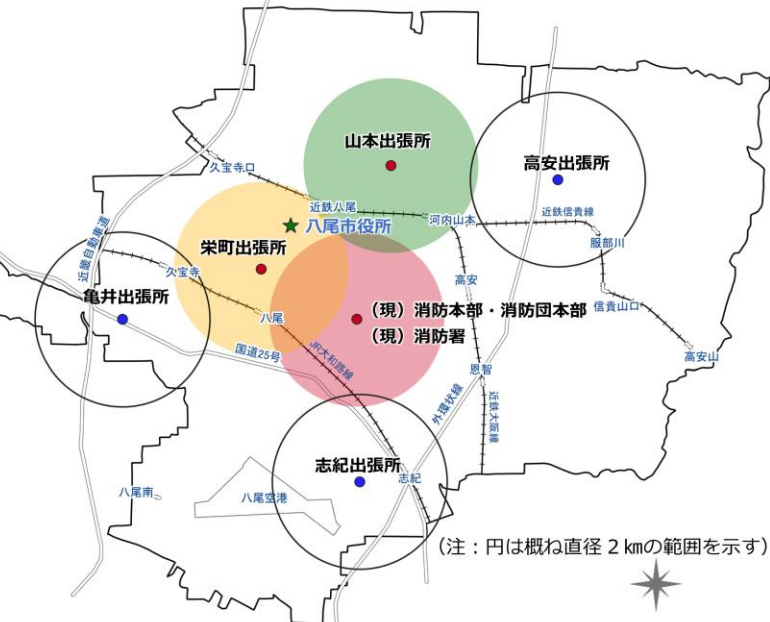
(山本出張所)

現在の敷地に余地がないことや仮設に係る費用の二重投資などから現地建替えは困難であるため、現出張所周辺において公有地の利用あるいは民間用地の取得により移転

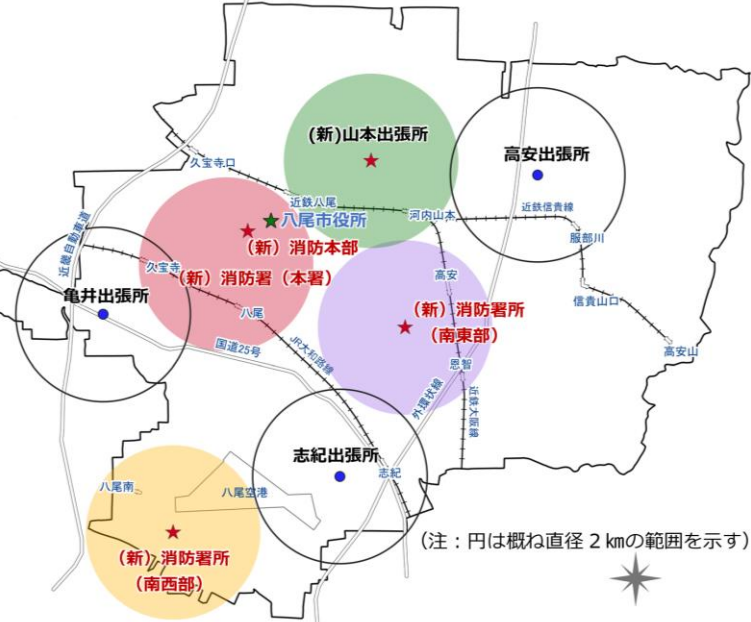
(南東部の新消防署所)

消防本部及び消防署（本署）の移転に伴い、市域南東部での公有地の利用あるいは民間用地を取得し、新たな消防署所を新設

■ 消防庁舎配置 現況図



■ 消防庁舎配置 計画図



(3) 庁舎の施設機能の構成と規模

(庁舎の施設機能の構成)

消防本部及び消防署（本署）を分離型用地で整備する際には、それぞれの機能分担を明確化

(庁舎規模)

諸室の必要面積を積算したうえで、今後、策定予定の基本計画などにおいて精査

第5章 事業推進

事業費：庁舎ごとの計画や設計などに応じて機能や規模を精査のうえ事業費を算定。公有地活用による用地費削減、建設費の低減などを工夫するとともに、国の財政措置など有利な制度の活用について研究

整備手法：市が直営で整備する方法のほか、民間活力を活用する手法など、適切な手法について研究

整備時期：高機能消防指令センターとこれを収容する消防本部の整備を先行し、市域の配置バランスを踏まえて適切な順序で整備

推進課題：用地の確定と取得、消防署所ごとの計画策定、最適な事業手法の選定、設計、建設事業具体化
「消防広域化」及び「消防の連携・協力」の方向性：「消防広域化」のメリットとデメリットや「消防の連携・協力」について今後引き続き研究

■ 消防署所の整備時期（予定）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
南西部	消防本部						→				
	高機能消防指令センター						→				
	(新)消防署所 (南西部出張所)						→				
	消防署（本署）							→	→	→	→
南東部	山本出張所							→			
	(新)消防署所 (南東部出張所)									→	→
	消防訓練場										→

(注 整備時期は予定であり、今後変更することがある)